

目 次

第 1 章 均等均衡待遇の法改正の概要	1
第 1 法改正の概要	1
1 パートタイム労働法及び労働契約法.....	1
2 労働者派遣法.....	3
第 2 法改正の経緯と施行時期	5
1 法改正の経緯.....	5
2 施行時期.....	6
第 2 章 非正規雇用労働者の現状と裁判	7
第 1 非正規雇用労働者の現状	7
1 増え続けている非正規雇用労働者.....	7
2 正規・非正規の格差の現状	8
3 正規・非正規格差が生じる理由.....	11
第 2 非正規雇用労働者に関する法	13
1 有期雇用に関する法	13
2 パート労働に関する法	16
3 派遣労働に関する法	18
第 3 均等均衡処遇をめぐる裁判	22
1 パートタイム労働法 8 条及び労契法 20 条制定前の裁判.....	22
2 労契法 20 条をめぐる裁判	24
3 パートタイム労働法 8 条を巡る裁判.....	27

第3章 改正パート・有期法	30
第1 法律の名称変更と基本的理念の新設	30
1 法律の名称変更と有期雇用労働者へのパートタイム労働法の規定の適用	30
2 基本的理念	31
3 定義	31
第2 不合理な待遇の禁止（8条）	33
1 パート有期法8条の規定の内容	33
2 パート有期法8条の趣旨	34
3 パート有期法8条の要件	35
4 要件①：短時間・有期雇用労働者であること	36
5 要件②：短時間・有期雇用労働者の待遇と当該待遇に対応する通常の 労働者の待遇に相違があること	36
6 要件③：待遇の相違が不合理であること	46
7 相違の不合理性の判断方法	47
8 不合理か否かの検討手順	64
9 パート有期法8条違反の効力	68
10 相談段階から法的手続まで	72
11 法的手続における主張・立証のポイント	74
12 職場での均等・均衡待遇の実現に向けた取り組み	78
13 無期転換後の均等・均衡待遇の実現	80
第3 差別的取扱いの禁止（9条）	84
1 新9条の規定の内容と意義	84
2 判断枠組み	85
3 要件	85
4 効果	94

第4	パート有期法8条及び9条に関する具体的判断	95
1	はじめに.....	95
2	ガイドラインの「目的」と「考え方」.....	96
3	基本給.....	98
4	賞与.....	109
5	手当.....	111
6	ガイドラインにはない手当.....	118
7	福利厚生・教育訓練・安全管理措置等.....	124
第5	待遇差の内容・理由の説明義務（14条2項）	128
1	趣旨.....	128
2	比較の対象となる「通常の労働者」.....	129
3	説明義務の内容と方法.....	130
4	説明義務違反に対して取り得る対応.....	131
第6	裁判外紛争解決手続の整備	133
1	報告の徴収、助言、指導及び勧告等.....	133
2	公表.....	133
3	苦情の自主的解決.....	133
4	紛争の解決の援助.....	134
5	調停の委任.....	134
第4章	改正労働者派遣法	135
第1	均等・均衡待遇の原則（派遣法30条の3）	135
1	派遣労働者の均等・均衡待遇原則（配慮義務から法的義務へ）.....	135
2	均等均衡待遇規定（派遣法30条の3第1項）.....	136
3	均等待遇規定（派遣法30条の3第2項）.....	142

4	派遣労働者の待遇改善に向けての活用法.....	144
5	派遣元事業主の賃金決定の際の努力義務.....	152
6	派遣元事業主の就業規則作成の際の努力義務.....	152
7	パート有期の派遣労働者と派遣元事業主の通常の労働者との間の 均等均衡待遇.....	153
第2	労使協定方式（派遣法 30 条の 4）.....	154
1	労使協定方式の概要.....	154
2	労使協定の意味と過半数代表者.....	156
3	労使協定で定める事項.....	161
4	労使協定の対象外となる待遇（派遣法 30 条の 4 第 1 項柱書）.....	181
5	労使協定の周知（派遣法 30 条の 4 第 2 項）.....	183
6	労使協定に関するその他の事業主の義務.....	183
7	労使協定違反等があった場合.....	184
第3	行政ADRの整備.....	186
第5章	正社員の労働条件切り下げへの対応.....	187
1	改正法の施行にあたって使用者は非正規雇用労働者の待遇改善を 図るために正社員の労働条件を切り下げることが許されるか.....	187
2	使用者が均等・均衡待遇の実現のために実際に正社員の労働条件を 切り下げた場合はどのように解釈するか.....	187
3	短時間・有期雇用労働者が正社員の労働条件切り下げの不合理性を 主張して格差是正を求めることができるか.....	188
第6章	立法課題.....	192
第1	実効性のある同一労働同一賃金にかかる立法を.....	192
第2	非正規雇用の入口規制の必要性.....	193

1	入口規制が必要な理由	193
2	有期労働契約の入口規制	193
3	派遣労働の入口規制	194
第3	短時間・有期雇用労働者について	194
1	合理性の立証責任を使用者に明文で課すべき	194
2	法違反の効果を明確化すべき	195
第4	派遣労働者について	196
1	不合理な待遇の禁止等	196
2	待遇に関する情報の提供等	197